（様式２）

**参加資格要件に係る申立書**

　　　　年　　月　　日

　つくば市長　宛て

所 在 地

会 社 名

代 表 者　　　　　　　　　　　　印

　「７－９つくば市水道事業ビジョン策定等業務委託」に係る公募型プロポーザル実施要領に示される下記の資格要件を公募開始日から契約締結までの日において全て満たす者であることを申し立てます。

記

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の４第１項に規定する者に該当しないこと。

(2) 地方自治法施行令第167条の４第２項の規定に基づくつくば市の入札参加の制限を受けていないこと。

(3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77号）第２条第２号に規定する暴力団でなく、かつ、その役員が茨城県暴力団排除条例（平成22年茨城県条例第36号）第２条第３号に規定する暴力団員等でないこと。

(4) 茨城県建設工事等請負業者指名停止措置要領（平成６年７月14日付け監第692号）、茨城県物品調達等登録業者指名停止基準又はつくば市入札参加指名停止等措置要綱（平成６年つくば市告示第15号）に基づく指名停止等の措置を受けていないこと。

(5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てをしていないこと。ただし、申立てをしている場合であっても、更生手続開始決定後又は再生手続開始決定後につくば市が一般競争入札参加資格の再認定をしたときは、この限りでない。

(6) 本店所在地の市税及び都道府県税、国税ついて未納がないこと。

(7) 過去10年以内に地方自治法（昭和22年法律第67号）に規定する地方公共団体又は地方公営企業法（昭和27年法律第292号）に規定する地方公共団体と元請けとして、「水道事業ビジョン策定（改定）業務」及び「アセットマネジメント策定業務」について契約を締結し、履行した実績があること。なお、その業務は給水人口10万人以上の上水道事業を対象としたものとする。

(8) ３か月以上継続して雇用している次に掲げる技術者を配置すること。

ア　管理技術者

技術士法（昭和58年法律第25号）第32条第１項の規定による技術士で、同法第32条第１項の規定による「総合技術監理部門/上下水道-上水道及び工業用水道」又は「上下水道部門-上水道及び工業用水道」の登録を受け、水道事業ビジョン、水道事業経営戦略その他の水道事業に関する長期計画策定業務において照査技術者、管理技術者又は担当技術者として従事した実績を有する者。

　イ　照査技術者

技術士法第32条第１項の規定による技術士で、同法第32条第１項の規定による「総合技術監理部門/上下水道-上水道及び工業用水道」又は「上下水道部門-上水道及び工業用水道」の登録を受け、水道事業ビジョン、水道事業経営戦略その他の水道事業に関する長期計画策定業務において照査技術者又は管理技術者として従事した実績を有する者。

　ウ　担当技術者

技術士法第32条第１項の規定による技術士で、同法第32条第１項の規定による「上下水道部門-上水道及び工業用水道」の登録を受け、水道事業ビジョン、水道事業経営戦略その他の水道事業に関する長期計画策定業務に照査技術者、管理技術者又は担当技術者として従事した実績を有する者。